

令和元年度 第8回天童市農業委員会総会 会議録

令和元年11月13日(水)午前10時 第8回天童市農業委員会総会を天童市役所5階会議室に招集した。

1 出席した委員

1番	遠藤市雄	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
3番	熊澤八弘	13番	松田康政
4番	齋藤照一	14番	太田博巳
5番	横山愛	15番	梅津節子
6番	秋保茂男	16番	今野滋
7番	原田洸一郎	17番	細矢幸市
8番	長谷川喜久	18番	佐藤悦雄
9番	片桐久雄	19番	堀越重助
10番	清野貢市		

2 欠員

なし

3 出席した事務局職員

事務局長	武田文敏	事務局長補佐	澤和彦
主任	高橋一成	主事	布施雄基

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事 午前10時 開会

議長 去る11月8日付け天童市農業委員会告示第12号にて招集しました、令和元年度第8回天童市農業委員会総会を開会します。

議長 本日の総会は全員出席ですのでただちに会議を開会します。
日程第3議事録署名委員を指名します。16番、今野滋委員、
17番、細矢幸市委員にお願いします。

議長 日程第4の委員長報告をお願いします。原田洸一郎農業振興常任委員長。

原田委員 本日、午前9時20分より、第5回農業振興常任委員会を開催しました。協議内容は、経済建設常任委員会との天童市農業振興懇談会についてです。詳しくは全員協議会で伝達します。

議長 横山愛広報編集委員長。

横山委員 10月31日に第2回の広報編集委員会を開催し、農委広報119号と農業まつりでのPRについて協議しました。農業まつりに参加し米粉のPRを行い、盛況のうちに終了することが出来ました。ご協力いただきました委員の皆様、ありがとうございました。

議長 日程第5の事務処理報告を事務局よりお願いします。

武田事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。

(資料に基づき説明)

総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。

総会資料2～4ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。

総会資料5ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告する。

議長 ただいま事務局から報告がありました。質問等ありませんか。
(質問なし)

議長 ないようですので次に進みます。

議長 日程第6の議事に入ります。

承認第8号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査に

ついてを上程します。事務局の説明を求めます。

高橋主任
議長

総会資料 6 ページに基づき説明する。

事務局から説明ありましたが、質問等ありませんか。

(質問なし)

お諮りいたします。承認第 8 号についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、承認第 8 号について承認することに決定します。

議長

承認第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の取消についてを上程
します。事務局の説明を求めます。

高橋主任
議長
今野委員
議長
澤補佐

総会資料 7 ページに基づいて説明する。

事務局より説明がありましたが、質問等ありませんか。

さらに詳細な説明があればと思います。よろしく願います。

事務局。

補足で説明します。事業用定期借地権の設定で、権利の存続期間
は 30 年となっていました。当初の計画では駐車場として使用する
予定でしたが、店舗側の状況でこの部分の契約を取消したいという
ことです。定期借地権ですので、契約書の中にお互いの解約条項が
必要となりますが、解約条項については事務局で確認しております。

議長
梅津委員

その他、質問ありませんか。

農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理については報告
事項、取消になる場合は承認事項になることの説明をお願いします。

布施主事

取消については天童市農業委員会総会会議規則で承認を求める
ことになっておりますのでよろしく願います。

議長

ほかに質問等ありませんか。

(質問なし)

議長

お諮りいたします。承認第 9 号についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、承認第 9 号について承認することに決定します。

議長

議第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可についてを上程し
ます。事務局の説明を求めます。

高橋主任

総会資料 8 ページに基づいて説明する。

議 長 担当農業委員の説明を求めます。1番、熊澤八弘委員。
熊澤委員 1番は、申請事由のとおりです。
議 長 2番、遠藤市雄委員。
遠藤委員 2番は、現在遊休農地の解消事業を利用している農地に隣接して
いる場所です。遊休農地の解消になりますので問題ないと思います。
議 長 ただいま説明がありましたが、ご質問等ありませんか。
(質問なし)
議 長 お諮りいたします。議第27号についてはご異議ございませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認め、議第27号について可決することに決定します。

議 長 議第28号 農地法第4条の規定による許可についてを上程し
ます。事務局の説明を求めます。
布施主事 総会資料9ページに基づき説明する。
議 長 担当農業委員の説明を求めます。松田康政委員。
松田委員 4条の自己転用に関して駐車場を整備する前に申請し、許可をも
らわなければならなかった案件です。指導により追認許可申請とな
っています。
許可には問題のない場所ですが、今後このようなことがないよう
に努めて参りたいと思います。

議 長 次に、調査会の説明を求めます。佐藤悦雄委員。
佐藤悦雄委員 11月5日、細矢委員と事務局と現地調査を行いました。担当農
業委員から説明あったとおり、いずれも問題なしと判断いたしました
のでご報告します。
先ほど松田委員が報告したとおり、事前着工ということで駐車場
がきれいにアスファルトになっておりました。国道に面しており、
農業作物販売のために必要な駐車場でありますので追認許可やむ
なしということを調査会として申し上げます。

議 長 ただいま担当農業委員と調査会より説明がありましたが、ご質問
等ありませんか。
(質問なし)
議 長 お諮りいたします。議第28号についてご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第28号について可決することに決定します。

議 長 議第29号 農地法第5条の規定による許可についてを上程します。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料10ページに基づいて説明する。

議 長 担当農業委員からの説明を求めます。1番、齋藤照一委員。

齋藤委員 1番は、県道に面している場所です。問題ないと思います。

議 長 2番、3番、三宅藤義委員。

三宅委員 2番、3番申請事由のとおりです。

議 長 4番、5番、佐藤善治委員。

佐藤善治委員 4番は、遊休農地になっていたところで、橋の架け替えに伴い道路が切れ残った土地になります。農業法人である従業員の駐車場として、近隣に土地を借りていたのを、ここを購入し駐車場とするということです。

5番については、申請事由のとおりです。

議 長 調査会の説明を求めます。佐藤悦雄委員。

佐藤悦雄委員 調査会として問題ないと判断いたしました。

なお、担当農業委員が調査に出席できない場合は、代理の方を立てることをお願いしたいと思います。

議 長 佐藤悦雄委員から調査会の報告と、調査のあり方について報告がありました。熊澤農地常任委員長、発言がありますか。

熊澤委員 実地調査に担当農業委員が出席できなかったと聞いております。非常に遺憾です。調査に支障がないように、代理の委員を立てていただきたいというのが私の考えです。今後気を付けてくださるようお願い申し上げます。

議 長 事務局から何かありますか。

澤補佐 欠席になるという連絡があった際には、事務局の方で代理の方を立てるなどしていきたいと思います。

議 長 今後は、総会同様代理を立てるようにしたいと思います。

他に、質問等ありませんか。片桐久雄委員。

片桐委員 2番の関連事項で用悪水路とありますが、この所有者はどなたですか。

布施主事 今回の申請者です。

片桐委員 個人の所有であれば、なくとも近隣の水田になんら影響がないということでしょうか。

布施主事 事前に土地改良区と協議を行っており、意見書をいただいております。意見書では、差し支えないということです。

佐藤善治委員 最初から改良区で施工したものではなく、個人的に作った水路という理解でよろしいですか。

布施主事 その経過までは事務局でわかりかねます。

片桐委員 地目は23あります。用悪水路もそのひとつです。水路は水を引くものと排水用と2種類ありどちらも用悪水路です。ですから、それが個人であったり土地改良区であったり千差万別です。今確認したのは、個人のものであるのか、近隣の水田に水をかけたり排水するのに支障がないか。支障なければ売買は可能であるということをお願いしたいのです。

細矢委員 私は農業委員を拝命する前に土地改良区の役員をしていました。わかる範囲でお答えしますと、例えば、今実際水の通っていない用水路、必要のない用水路の管理がかなり大変だということであれば申し出てもらって、土地改良の役員などが見て完全に不要になった場合には、希望者に払い下げをしています。

今回、用悪水路の所有者が申請者になっているというのは、おそらくそのケースだと思うので、間違いなく大丈夫だと思います。

議長 そのほかご質問等ありませんか。
(質問なし)

議長 お諮りいたします。議第29号についてご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議第29号について可決することに決定します。

議長 議第30号 令和元年度第7回農用地利用集積計画についてを上程します。事務局の説明を求めます。

高橋主任 総会資料12～18ページに基づいて説明する。

議長 ただいま説明がありました。ご質問等ありませんか。
(質問なし)

議長 お諮りいたします。議第30号についてご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第30号について可決することに決定します。

議 長 議第31号 農地法第3条第2項第5号の規定による空き家に
附属した農地の指定についてを上程します。事務局の説明を求めま
す。

高橋主任 総会資料19ページに基づいて説明する。

議 長 ただいま説明がありましたが、ご質問等ありませんか。梅津節子
委員。

梅津委員 添付の地図で空き家の場所が不鮮明なので補足をお願いします。

高橋主任 案内図申請地①の東側の建物となります。

議 長 ほかにご質問等ありませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。議第31号についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第31号について可決することに決定します。

以上をもちまして令和元年度第8回天童市農業委員会総会を閉会
いたします。

(終了 午前11時)